

町田市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市職員定数条例の一部を改正する条例

町田市職員定数条例（昭和36年3月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1, 904人</u> (2) 病院事業の職員 <u>659人</u> (3) 議会の事務局の職員 17人 (4) 教育委員会の事務局並びに学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>324人</u> (5) 選挙管理委員会の事務局の職員 9人 (6) 農業委員会の事務局の職員 5人 (7) 監査委員の事務局の職員 8人 合計 <u>2, 926人</u> 2～4 略	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1, 947人</u> (2) 病院事業の職員 <u>634人</u> (3) 議会の事務局の職員 17人 (4) 教育委員会の事務局並びに学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>496人</u> (5) 選挙管理委員会の事務局の職員 9人 (6) 農業委員会の事務局の職員 5人 (7) 監査委員の事務局の職員 8人 合計 <u>3, 116人</u> 2～4 略

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。